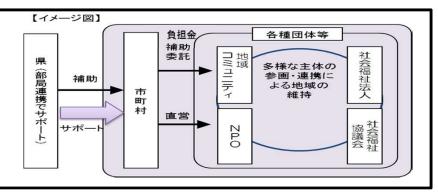
住み続ける中山間地域生活サポート事業

中山間地域に安心して住み続けることができるよう、市町村が地域コミュニティ、NPO法人、社会福祉法人等の各種団体等と連携し、合わせ技を活用する「**小さな拠点づくり」に向けた取組**(仕組みづくり)を支援。

合わせ技の例:「日用品の移動販売」と「地域の見守り活動」

「産直市の開設」と「地域外交流」

事業期間 : 平成28年度~平成31年度



「小さな拠点づくり」

生活機能の確保

地域運営スーパー、移動販売、高齢者配食サービス 見守りサービス、交流サロン開設 等

地域産業の振興

地域資源を活かした特産品づくり、販路開拓 産直市開設、集出荷体制構築 等

生活交通の確保

デマンド型乗合タクシー、公共交通空白地有償運送等

拠点整備

廃校等を改修し、買い物や医療等の機能・サービスの維持・集約と併せ、 地域内外の交流スペースや産直市等の地域産業の活動場所として整備

■対象事業

①市町村が各種団体等と連携して実施する生活に必要な諸機能の 維持・確保や地域資源を活かしたコミュニティビジネスを進める 取組(仕組みづくりのための調査・検討等を含む。)

②①の実施のために必要となる施設整備、車両及び備品購入費

■補助率:補助対象事業費(市町村負担)の1/2以内

■補助限度額:400万円 ※最大2年間支援

■財源スキーム(例:事業費800万円)

市町村実負担 400万円 場球債の充当可能

※交通対策課の地域生活交通総合支援事業

■対象事業

・廃校改修等の工事費、備品購入費等

(事業費:2,000万円以上)

■補助率:補助対象事業費(市町村負担)の1/2以内

■補助限度額:1,000万円 ※1年間支援

■その他:原則1市町村1箇所限り

■財源スキーム(例:事業費2,000万円)

市町村実負担 県補助金 1,000万円 1,000万円

過疎債の充当可能